

「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価及び調査設計業務等
技術者基準日額」の運用に係る特例措置について

お知らせ

岡山市財政局財務部監理検査課長

岡山市においては、令和7年3月1日以降に契約を行う工事等のうち、令和6年3月から適用している公共工事設計労務単価又は令和6年3月から適用している調査設計業務等の技術者基準日額(以下「旧労務単価」という。)を適用して工事の価格等を積算した契約について、受注者からの請求により、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価又は令和7年3月から適用する調査設計業務等の技術者基準日額(以下「新労務単価」という。)及び当初契約時点の物価により積算された工事価格等に基づいた請負代金額(委託契約にあつては委託料、その他契約にあつては契約金額とする。以下「請負代金額等」という。)に変更できる特例措置を講じることとしましたので、お知らせします。

なお、当該特例措置により請負代金額等を変更した場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するとともに、下請契約を締結する場合は、法定福利費を適切に含んだ額による下請契約の締結をお願いします。

1 特例措置の内容

令和7年3月1日以降に契約を締結する工事及び業務委託(以下「工事等」という。)のうち、旧労務単価を適用しているものについて、受注者からの協議請求により、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された工事等の価格に基づく契約金額に変更する。

2 対象工事等

令和7年3月1日以降に契約を締結した工事等のうち、旧労務単価を適用して工事等の価格を積算しているもの。

ただし、変更協議書提出前に工事等の完成(完了)通知書が提出された場合又は工事等の価格の積算において、労務単価が明示されていない場合は対象外とする。

3 契約変更の請求

受注者は、岡山市工事請負契約約款にあつては第61条、岡山市小規模工事請負契約約款にあつては第54条、その他の契約にあつては、「契約に定めのない事項についての協議」に基づき協議を行う。

4 契約金額の変更

変更後の請負代金額等については、次の方法により算出する。

$$\text{変更後契約金額} = \text{変更後設計金額(税抜き)} \times \frac{\text{当初契約金額}}{\text{当初設計金額}} \times (1 + \text{消費税等の率})$$

5 協議請求の期限

特例措置に係る契約金額の変更協議請求期限は、契約締結後2カ月又は土木工事などの設計金額250万円以上の工事においては工事完成通知書、小規模工事においては小規模工事完成通知書、委託業務については委託業務完了通知書の提出がなされるまでの、いずれか早い時期とする。

なお、特例措置の趣旨を踏まえ、早急な協議をお願いします。

【問合せ先】

財政局財務部監理検査課
TEL 086-803-1368